

清山会ケアプランセンター重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

「要介護・要支援」状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護・要支援状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。尚、ご本人様の意思及び人格を尊重し、常にご本人様の立場に立ち提供されるサービスが、特定の種類、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することなく公正中立に行います。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	清山会ケアプランセンター
所在地	宮城県登米市津山町柳津字平形139番地1
介護保険指定番号	宮城県 第0471200238号
サービス提供地域	登米市内・南三陸町

(2) 事業所の従業者体制

職種	業務内容	職員数
管理者	事業所の管理・運営全般	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	6名（常勤専従）

(3) 窓口開設時間

月～金曜日	8時30分～17時30分（ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。）
	営業日及び営業時間以外は、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、相談者から電話連絡を受けた場合、必要に応じて担当介護支援専門員に連絡し対応します。

3. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4. 利用料金

(1) 基本料金

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、登米市の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費	要介護 1 又は 2	10,860 円 (1,086 単位) / 月
	要介護 3, 4 又は 5	14,110 円 (1,411 単位) / 月
介護予防支援費	要支援 1 又は 2	4,720 円 (472 単位) / 月

(2) 加算料金等

初回加算	3,000 円 (300 単位)
特定事業所加算 (Ⅱ)	4,210 円 (421 単位) / 月
通院時情報連携加算	500 円 (50 単位) (月 1 回程度)
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,500 円 (250 単位)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,000 円 (200 単位)
退院退所加算 (Ⅰ 1)	4,500 円 (450 単位) (入院・入所期間中 1 回程度)
(Ⅰ 2)	6,000 円 (600 単位) (入院・入所期間中 1 回程度)
(Ⅱ 1)	6,000 円 (600 単位) (入院・入所期間中 1 回程度)
(Ⅱ 2)	7,500 円 (750 単位) (入院・入所期間中 1 回程度)
(Ⅲ)	9,000 円 (900 単位) (入院・入所期間中 1 回程度)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円 (200 単位) (月 2 回限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円 (400 単位)

5. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者 介護支援専門員 佐々木健悦
ご利用時間 月～金曜日 8時30分～17時30分
ご利用方法 電話 0225-61-5807

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

登米市福祉事務所長寿介護課

住 所：宮城県登米市南方町新高石浦130番地
電話番号：0220-58-5551 FAX番号：0220-58-2375
受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課

所 在 地：宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
電話番号：022-222-7700 FAX番号：022-22-7260
受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

※苦情処理第三者委員

氏 名：遠藤 音
住 所：登米市津山町柳津字黄牛比良137番地
電話番号：0225-68-2102

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

11. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

12. 公正中立なケアマネジメントの確保

居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し
交付しました。

<事業者>

所 在 地 宮城県登米市津山町柳津字平形 1 3 9 番地 1

事業所名 清山会ケアプランセンター

管理者名 佐々木 博尚 印

説 明 者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しま
した。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印（続柄 ）